## 川崎市交通局企業職員における希望降任制度実施要綱

平成14年12月28日

14川交庶第1508号

(目的)

第1条 この要綱は、希望降任制度を設けることにより、職員本人の意思を尊重し、個人の能力と意欲に応じた任用を行い、もって職員の意欲の向上、組織の活性化を図ることを目的とする。

(降任の対象となる職員)

第2条 希望降任制度の対象となる職員は、降任希望申出日において、川崎市 交通局企業職員のうち、川崎市職員の標準的な職を定める規則(平成28年 川崎市規則第10号)別表の第2欄に掲げる職制上の段階が「係長級」以上 又は「職長」の職員とする。

(降任する職制上の段階)

第3条 自ら降任を希望する職員の降任後の職制上の段階は、当該職員の降任 希望申出日における別表の左欄に掲げる職制上の段階に応じて、それぞれ同 表の右欄に掲げる職制上の段階のうち、原則として、当該職員が希望する職 制上の段階とする。

(降任の申出)

- 第4条 職員がその職責を果たすことが困難であると判断し、自ら降任を希望 する場合、その旨を申し出ることができる。
- 2 降任を希望する職員は、降任申出書(別記様式)により、所属長(鷲ヶ峰 営業所菅生車庫においては、鷲ヶ峰営業所担当課長(菅生車庫担当))を通 じて申し出るものとする。
- 3 局長は、降任希望の申出について、その事由を確認する必要があると認め るときは、当該申出をした職員に対して、関係書類の提出を求めることがで

きる。

(降任の決定)

第5条 降任及び降任する職制上の段階は、原則として本人の希望を尊重し、 局長が決定する。

(降任の時期)

- 第6条 降任の時期は、前条の規定に基づき降任の決定をした日の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、局長が認める場合はこの限りではない。 (給料の取扱い)
- 第7条 第5条の規定により降任の決定がなされた職員(以下「降任職員」という。)の給料は、川崎市交通局企業職員の級別の標準的職務の内容を定める規程(昭和32年交通部規程第8号)及び川崎市交通局企業職員の初任給、 昇格、昇給等に関する規程(昭和47年交通局規程第9号)の定めるところによる。

(再度の昇任)

第8条 降任職員の再度の昇任については、川崎市職員の任用に関する規則(平成13年川崎市人事委員会規則第1号)に定める昇任選考の結果によるものとする。

(委任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 別表(第3条関係)

交通企業職(1)及び交通企業職(2)の適用を受ける職員の降任する職制上の段階

現在の職制上の段階	降任する職制上の段階
局 長 級	部 長 級 課 長 補佐 係 長 級 主 任
部 長 級	課 長 級 課長補佐 係 長 級 主 任
課長級	課長補佐 係 長 級 主 任
課長補佐	係 長 級 主 任
係 長 級	主 任 職 員

## 交通企業職(3)の適用を受ける職員の降任する職制上の段階

現在の職制上の段階	降任する職制上の段階
職長	職員

## 降任申出書

年 月 日

交 通 局 長 様

補職

職名職種

職員コード

氏 名

私は、次のとおり降任を希望しますので申し出ます。

(希望する職制上の段階)

部長級 · 課長級 · 課長補佐 · 係長級 · 主 任 · 職 員

(希望する理由及び降任後に従事したい職務等)

附則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。 附 則

- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年11月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。